

盛岡カーリング協会表彰規定

(目的)

第1条 盛岡カーリング協会（以下「本協会」という）は、盛岡・岩手におけるカーリング界の健全な普及発達と競技力の向上を積極的に促進する目的を実現するため、本協会の事業に貢献したものを表彰し、あわせてその名誉を顕彰することとして本規定を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類を、特別功労章、功労章、最優秀選手章、優秀選手章、特別賞とする。

(受章者の選考)

第3条 受章者の選考は表彰委員会において行う。

(特別功労章)

第4条 特別功労章は、カーリングの普及に顕著に功績のあったもの、または団体に授与する。

(功労章)

第5条 功労章は、下記に該当するもののなかから選び、授与する。

- (1) 本協会の役員を永年にわたりつとめ、カーリングの普及・発達に貢献したもので、理事会が推薦したもの

(最優秀選手章)

第6条 最優秀選手章は、下記の項目のなかの何れかに該当するものに対して授与する。

- (1) オリンピック競技大会に出場したチームの構成員
- (2) 世界選手権競技大会に出場したチームの構成員
- (3) 世界ジュニア選手権大会に出場したチームの構成員
- (4) 日本選手権大会に優勝したチームの構成員
- (5) 日本ジュニア選手権大会に優勝したチームの構成員

(優秀選手章)

第7条 優秀選手章は、下記の項目のなかの何れかに該当するものに対して授与する。

- (1) 日本選手権大会に出場したチームの構成員
- (2) 日本ジュニア選手権大会に出場したチームの構成員

(3) 上記以外の競技大会で特に好成績をあげたもので表彰委員会に推薦されたもの

(特別賞)

第8条 その他、理事会の推薦を受け、表彰委員会で選考の結果、特別賞を授与することがある。

(表彰委員会)

第9条 被表彰者選考のため、会長、副会長、理事長、専門委員会各委員長によって表彰委員会を構成する。

(授与)

第10条 表彰の授与は会長が行うものとする。

平成 18 年 5 月 27 日制定・施行

平成 22 年 8 月 21 日改訂・施行